

# 一戸建て住宅 フラット35手数料

## A、弊社で建築確認を行った場合

単位：円（税込）

35 S 無	断熱構造等の計算方法	設計検査		中間検査 （※④）	竣工検査 （※⑤⑥）		竣工済特例（※⑤⑥）			
							竣工検査と完了検査を同日実施		竣工検査を単独実施	
	※①	30,000		9,000	11,000		50,000		60,000	
	※②	35,000		9,000	11,000		55,000		65,000	
	※③	6,000		9,000	4,000		19,000		29,000	

  

35 S 有	35 S 選択項目	断熱構造等の計算方法	設計検査		中間検査 （※④）	竣工検査 （※⑤⑥）		竣工済特例（※⑤⑥）				
			35 S 検査省略 無	35 S 検査省略 有		35 S 検査省略 無	35 S 検査省略 有	35 S 検査省略 無		35 S 検査省略 有		
								竣工検査と完了検査を同日実施	竣工検査を単独実施	竣工検査と完了検査を同日実施	竣工検査を単独実施	
省エネ (ZEH含む)	※①	※①	30,000	6,000	9,000	11,000	5,000	50,000	60,000	20,000	30,000	
			※②	35,000	6,000	9,000	11,000	5,000	55,000	65,000	20,000	30,000
耐震	※①	※①	45,000	30,000	9,000	11,000	11,000					
			※②	50,000	35,000	9,000	11,000					11,000
			※③	21,000	6,000	9,000	11,000					5,000
バリアフリー 耐久・可変	※①	※①	42,000	30,000	9,000	11,000	11,000	62,000	72,000	50,000	60,000	
			※②	47,000	35,000	9,000	11,000	11,000	67,000	77,000	55,000	65,000
			※③	18,000	6,000	9,000	11,000	5,000	38,000	48,000	20,000	30,000

- ※①：断熱構造等において「当該住戸の外皮の部位の面積等を用いず外皮性能を評価する方法」により外皮計算を行う場合
- ※②：断熱構造等において※①以外の場合
- ※③：断熱構造等の適合を証明する書類を活用する場合等で、断熱構造等の検査を省略できると当機関が判断した場合
- ※④：弊社による建築基準法の間接検査又は住宅瑕疵担保保険の検査を同日に実施しない場合は、記載額に10,000円を加算した額とする
- ※⑤：断熱等性能等級（及び一次エネルギー消費量等級）の計算の変更を伴う場合は、記載額に10,000円を加算した額とする
- ※⑥：一次エネルギー消費量等級の計算の変更を伴う場合は、記載額に3,000円を加算した額とする

## B、A以外の場合

単位：円（税込）

35 S 無	断熱構造等の計算方法	設計検査		中間検査 （※④）	竣工検査 （※⑤⑥）		竣工済特例 （※⑤⑥）	
	※①	35,000		14,000	26,000		75,000	
	※②	40,000		14,000	26,000		80,000	
	※③	11,000		14,000	19,000		44,000	

  

35 S 有	35 S 選択項目	断熱構造等の計算方法	設計検査		中間検査 （※④）	竣工検査（※⑤⑥）		竣工済特例（※⑤⑥）			
			35 S 検査省略 無	35 S 検査省略 有		35 S 検査省略 無	35 S 検査省略 有	35 S 検査省略 無		35 S 検査省略 有	
								竣工検査と完了検査を同日実施	竣工検査を単独実施	竣工検査と完了検査を同日実施	竣工検査を単独実施
省エネ (ZEH含む)	※①	※①	35,000	11,000	14,000	26,000	20,000	75,000	45,000		
			※②	40,000	11,000	14,000	26,000	20,000	80,000	45,000	
耐震	※①	※①	50,000	35,000	14,000	26,000	26,000				
			※②	55,000	40,000	14,000	26,000			26,000	
			※③	26,000	11,000	14,000	26,000			20,000	
バリアフリー 耐久・可変	※①	※①	47,000	35,000	14,000	26,000	26,000	87,000	75,000		
			※②	52,000	40,000	14,000	26,000	26,000	92,000	80,000	
			※③	23,000	11,000	14,000	26,000	20,000	63,000	45,000	

- ※①：断熱構造等において「当該住戸の外皮の部位の面積等を用いず外皮性能を評価する方法」により外皮計算を行う場合
- ※②：断熱構造等において※①以外の場合
- ※③：断熱構造等の適合を証明する書類を活用する場合等で、断熱構造等の検査を省略できると当機関が判断した場合
- ※④：弊社による住宅瑕疵担保保険の検査を同日に実施しない場合は、記載額に10,000円を加算した額とする
- ※⑤：断熱等性能等級（及び一次エネルギー消費量等級）の計算の変更を伴う場合は、記載額に10,000円を加算した額とする
- ※⑥：一次エネルギー消費量等級の計算の変更を伴う場合は、記載額に3,000円を加算した額とする